

第2部 災害予防計画

第1章 災害予防施設対策

地震による災害から市民の生命及び貴重な財産を守るとともに、震災時の市の機能を維持するためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが必要である。

そのため、地震に強い都市づくりの実現に向けて、防災都市づくりの推進や安全な市街地の整備、公園などのオープンスペースの確保、建物の安全化、落下物・家具等の転倒防止、交通施設・ライフライン施設の防災対策、土砂災害対策など災害予防施設の整備に関する取組を推進する。

第1節 災害に強いまちづくり

1 災害に強いまちづくりの推進

防災の第1目標は、“災害を未然に防止し、人命を守ること”である。そのため、災害予防対策を防災行政の重点とし、木造住宅密集地域対策としての公共施設や一般家屋の不燃化・耐震化等を進めるとともに、浸水のおそれのある地区の改善、避難路の整備、オープンスペースの確保、崖、擁壁、ブロック塀等の崩壊防止、広告物や看板、ガラス等落下物の防止等都市構造そのものの防災性を高め、安全で快適に暮らせる防災都市づくりを推進することを基本とする。

東京都の地震被害想定によると、本市では、立川断層帯地震により最大2,853棟（倒壊建物の重複を除くと、2,759棟）の建物の焼失が想定されていることから、建物の出火・延焼防止対策が急務となっている。

地震の発生を防止することは困難であるが、地震による被害の発生を抑え、被害の拡大を防止するため、日ごろからの備えの充実と発災を想定した都市整備に取り組むことにより、災害に強い安全なまちづくりを進めるものとする。

(1) 市の地域特性に応じた防災まちづくりの目標設定

防災都市づくりを推進するため、まず本市の木造住宅密集地域や緊急輸送道路沿道建築物等の分布を勘案し、耐震・耐火建築物等による不燃化、転倒・落下物の解消による安全化促進、公園整備・緑地保全によるオープンスペース確保、防災空間及び延焼遮断帯形成、防災拠点施設の整備、出火・延焼等の防止（「第2章 地震火災等の防止」参照）、避難路・避難所の指定（「第5章第3節 避難場所及び避難所の指定等」参照）などそれぞれの課題に応じた防災まちづくりの目標を設定する。この際、木造住宅密集地域の特性や住民のニーズを踏まえ、状況に合った個別施策を展開する。

(2) 災害備蓄施設の整備

これまでの市の備蓄については、市役所のほか、防災センター、五日市出張所等、複数の公共施設に分散し、保管・管理を行なってきたが、新たな被害想定に対応し得る備蓄を整備・保管できるだけのスペースを有していないという課題がある。このようなことから、今後における市の備蓄の適正管理と充実を図るため、旧秋川図書館を新たな備蓄拠点とする。

(3) 防災機能を有する公園等の整備

公園や緑地は、本来防災機能を有しており、その多くが市指定の避難場所や地域の一時集合場所等に指定されている。これらの施設のうち、都市部に位置する公園等については、多くの地域住民が避難・滞留することが想定されるため、とりわけ高い防災機能を有していることが望ましいといえる。このようなことから、市街地に位置し、鉄道駅施設や市指定避難所（五日市ファインプラザ）と隣接する森の下公園周辺を、防災機能を有する公園として整備した。

また、平井川の北に位置する多西地区については、橋梁の損壊等により備蓄物資や災害対応用の資器材を搬送することができなくなる可能性がある。このような想定も踏まえ、草花小学校を含む平井川以北の南小宮地区一帯を防災拠点と位置づけ、避難場所・避難所としても機能するためのマンホールトイレや備蓄倉庫等の整備を行う。

(4) 大規模救出救助活動拠点の確保

都は、自衛隊、警察、消防、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとしてのオープンスペース（大規模救出救助活動拠点）として秋留台公園を指定している。市は、大規模救出救助活動拠点との相互協力について都及び秋留台公園と連携していく。

2 建物等の安全化

(1) 防火地域等の指定

- 都市型火災に対する体質強化を図るため、従来から都市計画法による地域地区制度の一環として、市街化区域1,149.8haのうち、防火地域6.3ha、準防火地域507.0haの指定を行っている（平成8年10月14日告示）。
- 今後も、必要に応じて防火地域等の指定の拡大に努める。

(2) 耐震改修促進計画の推進

- 平成18年度に策定した東京都耐震改修促進計画及び平成21年度に策定したあきる野市耐震改修促進計画に基づき、公共建築物及び民間建築物で多数の人が利用する建築物等（特定建築物）の耐震診断・耐震

改修を促進する。

(3) 公共建築物等の耐震不燃化

- 地域の公共施設としての機能を維持、発揮して防災活動に寄与するため、各種の災害から建造物を保護するとともに、被害の軽減を図るため、耐震診断を早急を実施するとともに、耐震・不燃化を進めるものとする。

(4) 一般建築物の耐震不燃化

- 本市における住宅総戸数は30,800棟で、耐震住宅24,100棟（78.2%）、未耐震住宅6,700棟（21.8%）である。

（平成28年9月・あきる野市耐震改修促進計画）

- 都及び秋川消防署は、防火、防災上の見地から建築基準法等関係法令、消防関係法令に基づき、定められた技術上の基準に適合するよう建築物の構造、設備等について指導を行っている。また、法令に基づく立入検査を実施して災害予防についての指導に当たり、消防用設備及び防火避難用設備の設置、維持管理について、防火、防災上必要な指導に努める。

○ 耐震診断・改修助成制度の概要

	事業概要	対象建築物
耐震診断	診断機関が行った耐震診断に要する費用の2分の1に相当する額で25,000円を限度として助成	昭和56年5月31日以前に建てられた市内にある木造2階建て以下の戸建てで、所有者が自ら利用するために延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供している住宅
耐震改修	耐震改修に要した費用の3分の1に相当する額で300,000円を限度として助成	耐震診断の結果、倒壊する可能性が高い又は倒壊する可能性があるとして診断された住宅

(5) 液状化地域での建築物等の安全化

- 都では、民間建築物等について、建築確認審査等を通じて液状化対策の必要がある場合は、指導・強化を図っている。

(6) 高層建物の安全対策

- 地震火災や混乱などによる被害を防ぐため、建築基準法に基づく完了検査や特殊建築物等定期報告制度等を通じ、高層建築物の安全性の確保や避難誘導、救出救護体制の整備等を推進する。

3 交通施設の防災対策

(1) 道路施設の防災対策

- 道路の構造物については、「橋、高架の道路等の技術基準について」(国土交通省道路局長、都市・地域整備局長通達：平成24年2月)及び「道路土工」(社団法人日本道路協会)に従い、地質・構造などの状況に応じ、安全性を強化する対策を実施するものとする。

(2) 鉄道施設の防災対策

- JR東日本は、地震計を始め、雨量計、水位計、風速計等沿線に設置した各種センサーと中央情報処理装置を組み合わせ、防災情報システムの活用により、リアルタイムに情報を感知し列車運行の安全を確保するための体制をとっている。
- 駅舎等建築物については、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災等の教訓を踏まえ、耐震診断の結果、補強工事をするものは計画的に進めており、トンネル、橋梁等の構造物については、「運輸省鉄道施設耐震構造検討委員会」の答申を踏まえ、耐震補強が必要な施設等について、補強工事を実施している。
- 運転士・指令間の情報連絡設備の整備 列車の緊急停止装置の整備と並行して、停止後の運転再開の指示、列車の被害状況の報告等を的確、迅速に行うため、運転士・指令間の無線による情報連絡設備の整備を図っている。

4 ライフライン施設の防災対策

水道、下水道、電気、ガス、電話等、市民の日常生活に直結した施設は、いずれも長大な配管・配線等の施設を有し、都市型災害の被害を受けやすい条件下にあるとともに、被害の復旧には長時間を要するため、市民生活に大きな混乱を招くこととなるので、被害を最小限に防止するための予防対策、災害復旧作業従事者の非常招集体制及びその訓練に万全を期し、日常作業を通じてその周知徹底を図るものとする。

(1) 水道施設

震災時の被害を最小限にとどめ、給水をできるだけ確保するよう、次のような安全対策を推進する。

ア 浄水・取水施設等

浄水・取水施設等は、耐震性の劣るものについては、耐震補強工事を実施する。また、停電に備え自家用発電設備を整備する。

イ 導水・送水・配水管等

耐震性の劣るものを、耐震性の優れた材質・継手構造のダクタイル鋳鉄管等に取り替える。また、二系統化等により水道システムの耐震性の向上を図る。

(2) 下水道施設

ア 耐震対策

- 管きよの新設時には、地震に強い下水道施設を建設する。
- 避難所、災害拠点病院、避難場所からの排水を受ける管きよについては、マンホールと管きよの接合部分を可とう化するなど、耐震性の向上に努める。

イ 下水道施設の活用

- 避難所などの周辺において仮設トイレが設置可能なマンホールの整備を促進し、トイレ機能の確保を図る。

ウ 下水道計画及び事業認可等の状況（平成27年度現在）

区分	全体計画	都市計画決定	事業認可
計画面積	約2,182ha	<u>約1,659ha</u>	<u>約1,411ha</u>
排水区域	20	18	18
計画人口	74,800人	—	<u>60,400人</u>
計画汚水量	37,080m ³ /日最大	—	<u>28,440m³/日最大</u>
下水排除方式	分流式	分流式	分流式

エ 下水道整備状況（平成27年度現在）

全体計画		事業認可		整備面積等			
A 面積 (ha)	人口 (人)	B 面積 (ha)	人口 (人)	管きよ 延長 (m)	C 面積 (ha)	人口 (人)	整備率 C/B (%)
2,182	74,800	<u>1,411</u>	<u>60,400</u>	<u>309,266</u>	<u>1,322</u>	<u>76,204</u>	<u>93.7</u>

(3) 電気施設

- 電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても系統の切替等により、早期に停電が解消できるように系統連携の強化に努める。

(4) ガス施設

- 災害時の被害を最小限にとどめるため、重要度の高い設備の耐震性を向上させて安全性を確保するとともに、防・消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次被害の防止を図る。
- 早期復旧を進めるための導網管のブロック化、最適な材料・継手構造等の採用により耐震性の向上を図る。
- 二次災害を防止するため、200ガル程度の地震時にガスを遮断する安全システム（マイコンと遮断装置組み込みのガスメーター等）の普及促進に努める。

- LPガスの安全対策については、LPガス容器が転倒防止のため鎖で固定されているなどの日常点検や、地震が発生したときの処置について、ガス使用者に対する周知徹底を図る。また、マイコンメーターやヒューズガス栓等の安全機器の普及に努める。

(5) 通信施設

- 通信設備及び付帯施設の防災設計（耐震・耐火・耐水設計等）を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

(6) 架空線地中化の推進

- 道路上の電線類を地中化することにより、災害時の救助活動の円滑化や避難道路機能の充実等、都市防災の一層の向上を図るとともに、高度情報化社会において欠かせない電力の安定供給と通信の信頼性の向上を図る。

5 防災行政無線の整備

災害時等に市民に迅速かつ適切な情報を伝達することは、円滑な避難や二次災害防止など災害対策上非常に重要である。平素から防災行政無線の適正な維持管理に努めるとともに、防災行政無線以外の情報伝達手段についても研究していく。

6 エレベーター対策

災害時におけるエレベーター閉じ込め防止及び早期救出の体制を確立するとともに、エレベーター復旧を円滑に行うための体制を構築するため、以下の対策を実施する。

(1) エレベーターの閉じ込め防止機能の向上

ア 市施設

市は、エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を推進し、安全性を向上させる。

イ 民間施設

市は、都が促進するエレベーターの閉じ込め防止対策の実施に関して、所有者への普及啓発を図る。

〈エレベーター閉じ込め防止装置〉

装置名	機能
リスタート運転機能	地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	停電時に、エレベーターを最寄り階に着床させるのに必要な電力を供給する装置
P波感知型地震時管制運転装置	主要動（S波）が到達する前に、初期微動（P波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

7 落下物、家具類の転倒等の防止

(1) 窓ガラス等落下物の安全化

- 都都市整備局は、都内建築物について、落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁タイル、はめ殺し窓ガラスについて、建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、改善指導を継続して行っていく。
- 市は都から依頼があった場合は、必要に応じて協力するものとする。

(2) 屋外広告物に対する規制

地震の際、看板等の屋外広告物が落下し、被害をもたらすことがないよう、適性な維持管理を行うよう啓発等に努める。

(3) 自動販売機の転倒防止

- 市は、都及び業界団体を通じ、自動販売機の転倒防止対策の強化を図る。
- 関東経済産業局は、自動販売機の管理責任を明確にするため、自動販売機に管理者の名称、所在地、電話番号等を記した統一ステッカーの貼付を指導する。また、「J I S B 8 5 6 2 自動販売機の据置基準」の普及・啓発のため、毎年10月を自販機月間として、パンフレット、ポスター等の作成、説明会・講習会の開催等により、同基準の業界への周知徹底を図る。

(4) 家具類の転倒等防止対策

- 市施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、その結果を公表するなど、家具類転倒・落下・移動防止対策を推進する。
- 市民の安全確保を図るため、秋川消防署、自主防災組織等と連携し、

パンフレットや機関紙等により普及啓発に努め、家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進する。

8 がけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊防止

(1) がけ・よう壁等の安全化

- 都都市整備局は、がけ地に建築物やよう壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行っている。また、宅地造成工事規制区域内にあつては、都市計画法・住宅造成等規制法に基づき、がけ・よう壁の指導、監督を行っている。

(2) 急傾斜地崩壊対策

- 急傾斜地の崩壊など土砂災害は、自然災害の中でも死者発生が多い災害であるが、急傾斜地崩壊対策事業の実施については、土地の所有者の理解や協力が不可欠である。
- 都建設局では、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、優先度の高いものから順次、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、崩壊防止工事を行っている。

〈急傾斜地崩壊危険区域指定箇所〉

(平成28年11月末現在)

地域名	所在地	指定面積	指定年月日
あきる野市草花地区	あきる野市草花字花ノ岡	0.9ha	昭60.3.30
あきる野市折立地区	あきる野市草花字下折立ほか	1.765ha	平3.3.14
あきる野市折立(2)地区	あきる野市草花	0.166ha	平23.11.29
あきる野市山田地区	あきる野市山田字上分ほか	1.017ha	平3.3.26
あきる野市山田(2)地区	あきる野市山田字下分	0.611ha	平9.1.13
あきる野市山田(3)地区	あきる野市山田	0.230ha	平24.1.19
あきる野市平沢地区	あきる野市平沢字西ノ前ほか	0.453ha	平8.3.8
あきる野市平沢(2)地区	あきる野市平沢字西ノ前ほか	0.230ha	平12.7.28
あきる野市伊奈地区	あきる野市伊奈	0.656ha	平10.5.28
あきる野市伊奈(2)地区	あきる野市伊奈	0.220ha	平16.5.24
あきる野市館谷地区	あきる野市館谷	<u>0.390ha</u>	平23.7.28

(3) 宅地造成工事規制区域の安全化

- 都は、宅地造成工事規制区域を指定し、法律に基づく規制を行っている。

〈宅地造成工事規制区域の内訳〉

(平成28年11月末現在)

所 管	市	計(ha)	第1次指定	第2次指定	第3次指定
多摩建築指導事務所開発指導第一課	あきる野市	61.4	21.3 (雨間の一部)	—	40.1 (切欠の全域)
区域指定の効力発生效力年月日			昭37.10.1	昭38.11.10	昭40.10.20

(4) ブロック塀等の安全化

- 市は都と連携し、ブロック塀の実態把握を進める。また、建築確認時等の機会を捉えて、生垣への転換等を誘導する。
- 都は、市の緑化対策や狹隘道路対策に併せて指導等を行う。

9 地すべり、山地災害、土石流、農地・農業用施設災害等の防止

(1) 地すべり対策

- 都は、地すべり等防止法に基づき、地すべり発生のおそれのある箇所を地すべり防止区域に指定し、地すべりを誘発する行為等を規制するとともに、優先度の高い箇所から、順次、地すべり防止工事を行う。

(2) 山地災害危険地の安全化

- 都は、治山工事を計画的に推進するとともに、人命保護の立場からこれらの危険地区の周知を図り、警戒避難体制の確立等災害の軽減防止に努める。

〈山地災害危険地区〉

(平成26年度調査)

区分	崩壊土砂流出危険地区		山腹崩壊危険地区		地すべり等発生危険地区	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
あきる野市	120	52.0	74	302.0	0	0

(注)

- 1 崩壊土砂流出危険地区：山腹崩壊地、地すべり等から多量の土砂が溪流を流下し、被害を与えるおそれのある地区
- 2 山腹崩壊危険地区：崩壊が発生又は崩壊の危険のある山腹及びそれに接続する地区
- 3 地すべり等発生危険地区：地すべり等防止法第3条の規定による地すべり防止区域に指定された地区

- (3) 土石流対策
- 都は、土砂災害が発生した箇所や土砂災害警戒区域のうち、避難施設など優先度の高い箇所から、順次、砂防指定を行い土砂災害対策工事を実施する。
- (4) 土砂災害防止法に基づくソフト対策
- 土砂災害防止法では、土砂災害防止対策の推進を図るため、土砂災害が発生するおそれがある土地の警戒区域等をあらかじめ明らかにし、当該地区における警戒避難体制の整備などソフト対策を推進することとしている。
 - 市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を周知するためのハザードマップを作成し、市民の自主的な避難や危険回避行動を支援する。

〈土砂災害警戒区域〉

(平成28年3月末現在)

地区名 (自治会)	急傾斜地 の崩壊	土石流	地すべり	計
養 沢	4 8	1 6	—	6 4
乙 津	2 1	3	—	2 4
青木平	1 6	5	—	2 1
落 合	2 4	4	—	2 8
軍 道	2 1	4	—	2 5
寺 岡	8	—	—	8
戸 倉	7 0	1 3	—	8 3
五日市	1 4 7	5 1	—	1 9 8
増 戸	1 1 0	7	—	1 1 7
西秋留	5 3	9	—	6 2
多 西	1 0 0	<u>1 9</u>	—	<u>1 1 9</u>
東秋留	2 7	2	—	2 9
計	6 4 5	<u>1 3 3</u>	—	<u>7 7 8</u>

- (5) 農地・農業用施設の安全対策
- 市及び都は、農地・農業用施設において周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所の改修や補強工事のほか、ハザードマップを**作成配布し**、地域の安全の確保を図るものとする。

第2章 地震火災等の防止

地震被害は、建物の倒壊など揺れによる直接的な一時災害と火災などの二次災害に分けられる。東京都地震被害想定によると、本市では、立川断層帯地震により2,853棟が焼失する想定となっていることから、地震火災、高圧ガス有毒物質等による二次災害の防止対策を行う必要がある。

本章では、出火の防止、初期消火、火災の拡大防止、危険物・有毒物質等の漏えい防止について定める。

第1節 出火の防止

1 火気使用設備・器具の安全化

過去の地震の被害状況からみて、地震時に火気使用設備・器具等から出火する危険性は極めて高いと考えられる。

秋川消防署では、東京都火災予防条例に基づき、対震安全装置付石油燃焼機器の普及の徹底、火気使用設備・器具周囲の保有距離の基準化及び火気使用設備の固定等、各種の安全対策を図ってきた。今後もこれらの対策を継続推進するとともに、適正な機能を保持するため、各種の安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検・整備について指導の徹底を図る。

2 石油等危険物施設の安全化

〈秋川消防署等〉

- 危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資機材の整備促進、立入検査の実施など、出火防止や流出防止対策の推進を図る。
- 震災を踏まえ、準特定屋外タンク貯蔵所に対する耐震性能の技術基準への早期適合を推進するとともに、津波発生時等における施設、設備に対する応急措置等について事業所指導を徹底し、保安管理体制の充実、強化を図る。
- 製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所(営業用)及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても立入検査等を実施し、適正な貯蔵取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導する。
- 震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

〈危険物貯蔵所等一覧〉

(平成28年11月末現在)

製造所の別 区市町村	計	製造所	貯蔵所	取扱所
あきる野市	<u>144</u>	3	<u>82</u>	<u>59</u>

3 液化石油ガス消費施設の安全化

都は、所管する液化石油ガス販売事業者等に対する立入検査等を行い、保安の確保に努めている。災害防止対策としては、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、学校等公共施設及び集合住宅等に対するガス漏れ警報器の設置及び料理飲食店、一般住宅等を含めた全施設に対する安全装置付末端閉止弁（ヒューズガス栓）の設置を義務づけている。

都は、震災対策の強化を図るため、平成9年度に「東京都高圧ガス施設安全基準」における「液化石油ガス供給・消費設備基準」を改定し、これに基づき、地震時における容器の転倒防止や配管の破損等の被害を最小限に抑えて、液化石油ガスの漏えい等による二次災害を未然に防止するよう指導している。

4 火薬類保管施設の安全化

火薬類は、火薬庫への貯蔵が義務づけられ、保管に関しては厳重な技術上の基準により規制されているほか、火薬庫の所（占）有者に定期自主検査が義務づけられている。これらの施設に対し、都は保安検査及び立入検査を実施して、保安の確保を図っている。また、火薬庫以外の場所に貯蔵することが認められている少量の火薬類についても構造及び設備等に関する技術上の基準が定められ、都は随時、立入検査を実施して保安に関する指導監督に努めている。

〈火薬類製造所一覧〉

(平成28年11月末現在)

区 分 地 域	けん銃実包 製 造 所	警戒救命信号等 製 造 所	合 計
あきる野市	1	1	2

5 化学薬品、電気設備等の安全化

(1) 化学薬品の安全化

東京消防庁は、化学薬品等の混合混触による出火性状を調査研究し、約6千種類の組み合わせによる出火危険性の予測評価を行い、具体的な安全対策を推進している。また、化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所等に対しては、個別的、具体的な安全対策を指導し、化学薬品保管の適正化を推進している。

〈主な指導事項〉

- ア 化学薬品容器の転倒落下防止措置
- イ 化学薬品収納棚の転落防止措置
- ウ 混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置
- エ 化学薬品収納場所の整理整頓
- オ 初期消火資器材の整備

(2) 電気設備等の安全化

変電設備、自家発電設備、蓄電池設備等の電気設備は、東京都火災予防条例により出火防止、延焼防止のための規制がなされ、維持管理についても熟練者による点検・整備を義務づけている。また、東京消防庁は、耐震化及び不燃化を強力に指導するとともに、安全対策基準の作成に積極的に関与し、出火防止等の安全対策の強化を図っている。

(3) 電気器具からの出火防止

東京消防庁は、地震時の電気器具や配線からの出火を防止するために、信頼性の高い安全装置（感震機能付住宅用分電盤等）の設置を指導するとともに、出火防止対策を講じた装置の開発について電気事業者等に協力を要望する。

6 その他出火防止のための査察指導

大地震が発生した場合、人命への影響が極めて大きい飲食店、病院、老人ホーム等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業所等に対して立入検査を実施し、火気使用設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について指導する。

その他の事業所や一般住宅等についても、立入調査及び防火診断を通じて同様の指導を行うとともに、地震後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導を行う。

さらに、製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対して、立入検査を実施し、適正な貯蔵取り扱いや耐震基準への適合性についての指導を行うとともに、出火危険排除のための安全対策についての指導を強化する。

また、各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。

7 住民指導の強化

各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、住民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を推進する。また、各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。

〈出火防止等に関する備えの主な指導事項〉

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 住宅用火災警報器の普及(2) 消火器の設置、風呂水のくみ置きやバケツの備えなど消火準備の徹底 |
|---|

- (3) 対震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器、漏電しゃ断器など出火を防ぐための安全な機器の普及
- (4) 家具類、家電製品等の転倒・落下防止対策の徹底
- (5) 火を使う場所の不燃化及び整理整とんの徹底
- (6) カーテンなどへの防災品の普及
- (7) 灯油など危険物の安全管理の徹底
- (8) 防災訓練への参加

〈出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項〉

- (1) 起震車を活用した「出火防止体験訓練」の推進
- (2) 普段から小さな地震でも「地震だ！ まず身の安全」と声を掛け合い身の安全を図り、揺れがおさまったら、落ち着いて火の元確認し、初期消火を行う習慣の徹底
- (3) 地震時及び地震発生直後の行動における火を消す3度のチャンス（小さなゆれを感じた時、大きなゆれがおさまった時、出火した時）の徹底
- (4) 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓のしや断など出火防止の徹底
- (5) ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止の徹底
- (6) ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止の徹底

第2節 初期消火体制の強化

地震発生時の延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、特に初期消火対策が重要である。このため、消防用設備等の適正化並びに家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により市民の防災行動力を高めて、初期消火体制の確立を図る。

1 消防用設備等の適正化指導

防火対象物に設置される消防用設備等については、地震時にもその機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火することができるよう、耐震装置の実施について指導を促進する。特に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等が地震により破壊されないよう指導を強化する。

2 初期消火資器材の普及

家庭や事業所における初期消火を迅速、確実に行うため、消火器等の消火資器材の普及を図る。

3 市民、事業所の自主防災体制の強化

(1) 市民の防災行動力の向上

1世帯に最低1人が自信を持って災害に対応できるよう、市民の防災意識の調査や初期消火体制等の実態を把握して、初歩から実践に至る段階的な体験が可能な訓練を実施する。また、地域の協力体制づくりを進め、**要配慮者**を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。

(2) 事業所の自主防災体制の強化

すべての事業所に対し、防災計画の作成を推進するとともに、各種の訓練や指導等を通じて防災行動力の向上、自主防災体制の強化を図る。また、事業所相互間の協力体制及び自主防災組織等との連携を強めるとともに、保有資器材を活用し、地域との共同体制づくりを推進する。

第3節 火災の拡大防止

現在の都市構造では、出火防止や初期消火の徹底を図っても、なお相当数の火災が延焼拡大することが予想される。したがって、火災による地震被害が予想される地域については、可能な限り延焼防止措置を講じ、人命の安全確保を重点とした消防体制の確保を図ることが重要である。このため、以下の対策を推進する。

1 消防活動体制

東京消防庁は、平常の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の震災消防計画を樹立し、有事即応体制の確立を図っている。今後とも、同時多発性・広域性を有する地震火災に対応するため、都市構造や災害態様の変化に応じた消防力の整備増強を図る。

〈秋川消防署の配備体制〉

	ポンプ車	化学車	はしご車	救急車	その他	合計
秋川消防署	2	—	1	1	<u>9</u>	<u>13</u>
秋留台出張所	2	—	—	1	1	4
檜原出張所	1	—	—	1	—	2
合計	5	0	1	3	<u>10</u>	<u>19</u>

2 装備資機（器）材の活用

地震時において、常備消防力を最大限に活用するため、震災の態様に応じた装備資機（器）材を活用するとともに、自主防災組織、地域住民等も消防隊員用救助資器材を使用できるよう計画する。

3 消防水利の整備促進

秋川消防署は、震災時の同時多発火災に対処するため、建築物の焼失危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に、民間の開発行為や市街地再開発事業の機会を活かした防火水槽の設置、消防水利不足地域における用地取得の推進、雨水貯留施設や河川等の自然水利等の活用、巨大水利の開発・確保等、多角的な方策による整備促進について、関係機関に意見提言していく。また、各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。

4 消防活動路等の確保

震災時においては、建物、電柱等の倒壊により消防車両等が通行不能になることが予想されることから、秋川消防署は消防活動路を確保するため、民間から借り上げる特殊車両の確保、幹線的道路拡幅、U字溝等の暗きょ化、コーナー部分の隅きり整備、架空電線の埋設化などを関係機関と検討するとともに、震災消防活動が効果的に行えるよう交通規制等について警察署と協議するなど、消防活動路等の確保に努める。

5 消防活動困難区域対策

震災時には、道路の寸断に加え、道路周辺建物等の倒壊あるいは断水等により消防活動が著しく阻害される区域が発生することが予想される。このため、秋川消防署は消防隊用可搬ポンプ等の活用を図るとともに、道路の拡幅、防火水槽等の充実、消防団体制の充実等の施策の推進について関係機関に働きかけを行う。また、地域別延焼危険度の測定結果や地震時における焼け止まり効果の測定結果に基づき、都市整備事業を通じて消防活動困難区域の解消に努める。

6 地域防災体制の確立

震災時には、火災や救助・救急事象が同時に多発し、また様々な障害の発生により円滑な消火活動が実施できなくなることが予想されることから、地域における防災体制を早期に確立し、火災の拡大防止を図る必要がある。このため、自主防災組織と事業所等との連携体制の整備、消防機関、災害時支援ボランティア、自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等が協力して行う合同防災訓練の実施を推進する。

第4節 高圧ガス・有毒物質等の安全化

1 高圧ガス保管施設

都は、施設を設置する際には法令に基づく基準への適合状況を厳しく審査するとともに、許可対象事業所については事業者が定める危害予防規程の届出の受理を行うほか、建設時の完成検査を実施するとともに定期的な保安検査を行っている。その他、随時に立入検査を実施し、施設の適正な維持管理や安全性の確保に努めている。

2 毒物・劇物取扱施設

都福祉保健局、健康安全研究センター及び西多摩保健所は、毒物・劇物による事故の未然防止を図るため、毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。また、都教育庁は学校における毒物・劇物災害を防止するため、「学校の化学実験室等薬品保管場所の地震対策の強化について」を公立の小中高等学校及び特別支援学校に周知し、都生活文化局は私立学校における毒物・劇物災害を防止するため、化学実験室等の管理について必要な情報を提供する。

3 放射線等使用施設

放射線等使用施設については、文部科学省が、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、R I（ラジオ・アイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるような各種の安全予防策を講じる。

4 危険物等の輸送の安全化

危険物積載車両については、関係官庁により路上取締りを毎年定期的を実施するとともに、常置場所においても立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し保安意識の高揚に努める。

第3章 防災活動の強化

地震災害時に実効性のある防災活動を実施できるよう、市は、防災関係機関等相互間の連携を強化し、町内会・自治会、防災・安心地域委員会、事業所等の自主防災組織を整備・育成し、防災訓練、防災意識啓発活動を通じて防災活動を強化する。

また、消防団の活性化、**要配慮者対策**、ボランティア対策及びBCP対策を通じ、それぞれの対象に応じた防災活動の強化に努める。

第1節 防災活動の強化

防災対策の総合的かつ効率的な実施を図るため、防災関係機関等相互間の連携を強化するとともに、町内会・自治会、防災・安心地域委員会、事業所、施設等の自主防災組織の整備・育成を進め、防災訓練を強化し、防災意識の高揚と防災活動の強化を図るものとする。

第2節 防災意識の高揚

地震や台風などの災害を未然に防止することは極めて困難なことであるが、万全の予防体制を整え、災害時の適切な応急対策によって、被害を最小限に食い止めることは可能である。そのために防災関係機関は、その所属職員や市民及び事業所に対する防災知識の普及及び防災意識の高揚に努めなければならない。

1 市民等に対する防災知識の普及

(1) 広報媒体を通じての普及

各防災関係機関は、その時期に応じて市民に対し、防災行政無線、市の広報紙、ホームページ、パンフレット、チラシ、**安心メール**、緊急速報メール、立看板、ポスター、**防災用映画ソフト**、スライド、広報車等を通じて、防災知識の普及、防災意識の高揚を図るものとする。

(2) 講習会、講演会等による普及

防災・安心地域委員会、消防団等と連携し、防災関係者及び市民を対象とする講習会、講演会等を開催し、防災知識の普及徹底を図る。

(3) 防災用具、災害写真等の展示

防災用具、災害写真等を展示会場、展覧会場、その他適当な場所に展示し、防災意識の高揚を図る。

(4) 防災知識の普及内容

ア 防災に関する一般的知識

- イ 気象、災害発生原因等に関する知識
- ウ 防災計画及びこれに伴う防災体制の概要
- エ 災害予防措置（「地震に対する10の備え」など）
- オ 災害時の心得（「地震その時10のポイント」など）
 - 災害の態様に応じてとるべき手段、方法
 - 避難の方法、場所、時期、携行品
 - 被災世帯の心得ておくべき事項
- カ **要配慮者**への対応等に関する知識

2 職員の防災教育

各防災関係機関は、職員に対し、この計画の概要、活動体制その他防災に関し、講習会、研究会等により、その内容、運用等の知識徹底を図るものとする。

3 地域、防災機関等と学校の連携による防災教育の推進

- (1) 市は、都教育委員会が定めた「安全教育プログラム」による災害安全教育を推進するとともに、地域住民や消防・警察等防災機関と連携した避難訓練、防災訓練を実施する際には、実践的な内容となるよう留意する。
- (2) 市は、児童・生徒の学年に応じた防災ボランティア活動について普及・啓発を図る。
- (3) 市は、都民防災教育センター等を拠点とし、地域の防災教育を広める。

第3節 防災訓練

災害発生時に予想される種々の事態に適切に対処するため、消防署と協力して、市民及び事業所等を対象とした初期消火、避難、救助、通信等の基本的防災訓練を行うとともに、これらの成果を総合的に発揮するため、総合防災訓練を行うものとする。

1 基本的防災訓練

- (1) 気象警報等伝達訓練
気象予報及び警報の伝達を正確かつ迅速に行うため、常時訓練を実施する。
- (2) 非常無線通信訓練
災害時における有線通信の途絶等の事態に備え、防災行政無線等非常無線通信の円滑な運営を図るため、通信手続、無線機の操作等、非常無線通信に関する訓練を実施する。

(3) 避難訓練

防災関係機関等の協力の下に、学校又は行政区、事業所、団体等に対し、自主防災の必要性、自覚の高揚を図るため、図上訓練による地域のハザード認識するための取組や避難を主体とした防災訓練の実施を促進するものとする。庁舎では庁舎内の災害発生を想定した避難訓練を来庁者とともに行う。

(4) 救助救急訓練

大規模な地震時においては、建物の倒壊や電車の脱線等による多数の死傷者が発生することが予想される。このため、市民をはじめ関係機関との協力体制を確立し、震災時の迅速・的確な救助・救急活動の確保に努める。

ア 各種救助事象による救出訓練

イ 仮救護所の設置・運営訓練

ウ 現場救護所の設置訓練

エ 疾病者の緊急度に応じた分類（トリアージ）及び救急処置並びに搬送訓練

オ 救急救助資器材の活用訓練

(5) 応急医療訓練

震災等による負傷者の救助を迅速かつ適切に実施するため、各防災機関と市民が一体となった訓練を行い、有機的活動体制の整備を図る。

ア 医療救護班の動員集結

イ 医療救護所の設置

ウ 患者の疾病の緊急度や程度に応じて適切な搬送・治療を行うためのトリアージ

エ 後方医療施設への収容

オ 医療品、血液等の補給

カ 防疫活動

(6) 防疫訓練

ア 職員の訓練

保健所の指導の下に防疫作業の習得を図るとともに、防疫訓練を行い、被害の軽減に努めることとする。

イ 器材・器具等の整備

災害時に備えて最低限常備すべき器材・器具等は平素から備蓄し、いつでも使用できるよう努めるものとする。

(7) 消防訓練

地震火災等地震時の各種災害に対処するため、消防署において、消防団、災害時支援ボランティア、事業所、市民等を対象として基本的防災訓練を個別に行うとともに、その成果を踏まえて総合訓練を実施する。

ア 消防団の訓練

(ア) 情報活動訓練

- 参集（情報収集）及び初動措置（災害対応）訓練
- 情報整理及び通信運用訓練

(イ) 部隊編成訓練

(ウ) 火災現場活動及び救出・救護訓練

(エ) 山林火災訓練

イ 災害時支援ボランティアの訓練

(ア) 応急救護訓練

(イ) 災害情報提供訓練

(ウ) 消火活動の支援訓練

(エ) 救助・救出活動支援訓練

(オ) その他の訓練

ウ 市民の訓練

(ア) 出火防止訓練

(イ) 初期消火訓練

(ウ) 救出訓練

(エ) 応急救護訓練

(オ) 通報連絡訓練

(カ) 身体防護訓練

(キ) 避難訓練

(ク) その他の訓練

エ 事業所の訓練

(ア) 出火防止訓練

(イ) 防護訓練

(ウ) 消火訓練

(エ) 救出救護訓練

(オ) 避難訓練

(カ) 情報収集訓練

(8) 地域単位の実践的訓練

自主防災組織を主体とした、地域特性に対する具体的かつ実践的な訓練を実施する。また、地域における見守りを強化するため、要配慮者やその支援者の参加についても検討していく。

2 総合防災訓練

市は、震度5強以上の大地震を想定し、市、市民、都及び関係機関が一体となって実効性のある総合的、有機的な訓練を実施する。訓練では、各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、地域防災計画に基づく応急対応の習熟と防災意識の高揚を図る。

(1) 参加機関

ア 市

イ 町内会・自治会の自主防災組織、防災・安心地域委員会等

ウ 秋川消防署、五日市警察署、福生警察署、あきる野市消防団、陸上自衛隊第1施設大隊

エ 京浜河川事務所、西多摩建設事務所、西多摩保健所、あきる野給水事務所、東京都公園協会、あきる野市社会福祉協議会、あきる野市赤十字奉仕団

オ その他関係機関

カ 施設

(2) 実施時期

防災の日、防災週間中（8月30日～9月5日）又はその他の日に実施する。

(3) 実施内容

関係機関等と協議によりその都度実施要綱を定める。

(4) 総合防災訓練重点事項

ア 災害警備及び情報通信連絡

イ 災害対策本部運営、関係職員等の非常招集

ウ 避難及び救出、救護

エ 消防及び水防

オ 救援物資の調達輸送

カ 防疫、給水及び炊出し

キ 災害応急復旧

ク その他

第4節 自主防災組織の育成

1 自主防災組織の必要性

大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには、市、都、国の対応（公助）だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しい場合も考えられるため、自分の身を自分の努力によって守る（自助）とともに、町内会・自治会等の地域住民等が互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要である。そして、「自助」「共助」「公助」が有機的に繋がることにより被害の軽減を図ることができる。したがって、市民との協働のまちづくりを進める中で、平常時から町内会・自治会単位若しくは防災・安心地域委員会単位又は事業所、病院、老人ホーム、保育所等の施設の単位ごとに、それぞれの特性に合った自主的な防災組織の整備・育成を図る必要がある。

2 町内会・自治会の自主防災組織

(1) 組織

町内会・自治会、事業所等の組織を活用し防災担当役員を設けて、防災・安心地域委員会と連携の下、防災活動が効果的に実施できる組織を整備する。

組織としては、総括班、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班等を置くものとする。

(2) 活動

ア 平常時の活動

- 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底
- 初期消火、救出救護、避難所開設等各種訓練の実施
- 消火、救助、炊き出し用資器材の整備、保守管理及び非常食の備蓄
- 地域内の危険箇所（がけ、ブロック等）や要配慮者の把握
- 組織の役割分担の明確化、情報連絡体制の確立

イ 災害発生時の活動

- 情報の収集・伝達
- 出火防止
- 初期消火
- 負傷者の救出・救護
- 住民の避難誘導
- 給食・給水
- その他

ウ 自主防災組織の役割例

	平常時の活動	災害時の活動
活動の考え方 班構成	各班の役割は、これを分担するそれぞれの班が中心となり、これに他の班が協力して実施する。この活動により地域内の市民の防災に対する関心を維持し、災害時における活動力を養う。	災害の実態に応じた活動体制をとる。例えば火災の心配のない場合には、消火班は他の班の活動を支援する。 このような方法で全班が協力して災害に対処する。
総括班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組織の総括及び渉外 ○ 防災計画、訓練計画の樹立 ○ 組織の運営指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災関係機関との連絡調整 ○ 各班の調整指導
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災知識の普及 ○ 情報の収集、伝達用器材の準備と管理 ○ 情報の収集、伝達訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の収集、伝達 ○ 避難勧告等の伝達 ○ 防災関係機関に対する災害状況の通報
消火班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火気使用設備器具等の点検 ○ 消火用器材の準備と管理 ○ 石油類の管理状況の点検 ○ 初期消火訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 初期消火活動 ○ 地震時における出火防止の呼びかけ
救出・救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急手当の知識の普及 ○ 応急手当等の訓練の実施 ○ 負傷者等の救出と応急手当用器材の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 負傷者等の救出活動と応急手当等の救護活動
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難路、避難所の周知と現状の把握 ○ 要配慮者の把握 ○ 避難訓練の実施 ○ 避難誘導用器材の準備と管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全な避難所の指示 ○ 要配慮者の避難と手助け ○ 避難誘導
給食・給水班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 炊き出し訓練の実施 ○ 給水訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 炊き出し等の給食活動 ○ 給水活動
その他地域の実情に応じ必要とされる班	例えば、水害のおそれのある地域では水防班、がけ崩れ危険地域では巡視班等を設け、その役割を果たすために必要な平常時の活動及び災害時の活動を定める。	

3 広域的な自主防災組織の防災・安心地域委員会

防災・安心地域委員会は、市の旧町村単位である7地区で組織される自主防災組織であり、地域特性に合った防災に関する取組や体制の構築、市内全体の町内会・自治会自主防災組織の防災力のレベルアップ、均一化などを主たる活動内容としている。市との協働のまちづくりの中で、市民が安全で安心できる暮らしを守るため、災害に強いまちづくりの推進と地域コミュニティの活性化を図る主たる担い手であることから、市は、その活動を支援する。

(1) 防災・安心地域委員会の構成

- 町内会・自治会
- 民生・児童委員協議会
- ふれあい福祉委員会

- P T A
- 青少年健全育成地区委員会
- 消防団
- 消防団O B
- 交通安全協会
- 防犯協会
- 地域防災リーダー等

(2) 平常時の取組

- 避難計画
- 市指定避難所の体制づくり
- 防災訓練の計画と実施
- 施設等の調査と災害時の活動の想定
- 危険箇所の確認
- 地域防災マップの作成
- 要配慮者の把握と情報の共有化
- 事業者、N P O法人等との協力体制の確立
- 地域資源の登録と活用
- 消防団員の確保への協力等
- 防災意識の高揚等普及啓発活動の実施

(3) 災害時の取組

- 被災者及び要配慮者の救助活動への協力及び支援
- 避難所の管理運営
- 被災状況等の情報発信等

4 事業所及び施設等の自主防災組織

学校、工場、旅館、銀行等多数の人が出入りする事業所や、病院、老人ホーム、保育所等の施設においては、防火・防災管理者を主体とした自主防災組織の育成・指導を図り、次のような対策を図っておくものとする。

- (1) 建物内外の安全化、防災計画や非常用マニュアルの整備等事業活動の継続対策
- (2) 防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員、顧客の安全確保対策
- (3) 地域活動への参加や町内会・自治会の自主防災組織との協力関係の確立など、地域社会における安全確保対策

組織や活動等については、概ね町内会・自治会の自主防災組織に準じて整備するものとする。

第5節 消防団活性化対策

1 消防体制の現状

消防団は、地域防災の中核として、消火活動をはじめ、地域社会に密着した各種防災活動を行っているが、大規模災害時においても情報の収集伝達、避難誘導、災害防御活動に重要な役割が期待されている。

本市における消防体制は、都へ消防事務委託している秋川消防署の常備消防と、非常備消防のあきる野市消防団が緊密な連携をもって運営されている。

〈あきる野市消防団の編成及び配備体制〉

	団本部	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団	第7分団	機能別	合計
団員	15	63	63	43	103	113	23	23	60	506人
指令車	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2台
ポンプ車	—	3	3	2	2	1	1	1	—	13台
可搬ポンプ積載車	—	—	—	—	4	6	<u>1</u>	<u>1</u>	—	<u>12台</u>

※団員の数値は定数である。1

2 消防団の活性化

近年における社会情勢の変化により、団員の減少・高齢化、就業構造の変化、市民の認識の希薄化等の傾向が見られる中で、消防団員の志気高揚を図り、消防団の社会的地位の向上と、市民の理解と協力を求める等の施策に併せて、消防団の人的充実・強化及び団員詰所等の施設・装備の充実を進め、消防団の活性化を図る。

3 消防団体制の強化

(1) 消防団員が生業において使用する資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備するとともに、救助資機材や携帯通信機器を整備するよう努め、震災時の消防団活動体制の充実強化を図る。

(2) 市は都と連携して、消防団員の活動体制の充実に努める。

第6節 避難行動要支援者の支援対策

災害が発生した場合、市民は情報を迅速かつ的確に把握し、生命財産を自ら守るために安全な場所に避難する等、適切な防災行動をとる必要がある。

しかし、高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者にとって適切な防災行動をとることは、必ずしも容易ではない。

市は、高齢者や障がい者などの方の中で、災害時に支援が必要となる方を「災害時要援護者」として、該当者の申請により名簿に記載する「災害時要援護者登録制度」を実施してきた。

こうした中、より実効性のある避難支援がなされるよう平成25年6月に災害対策基本法が改正された。この改正に基づき、避難について特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するものとする。

なお、従来の災害時要援護者登録制度の登録者においては、避難行動要支援者名簿への移行登録の意思確認を行い、避難行動要支援者名簿への統合を進めることとする。

1 要配慮者・避難行動要支援者の定義

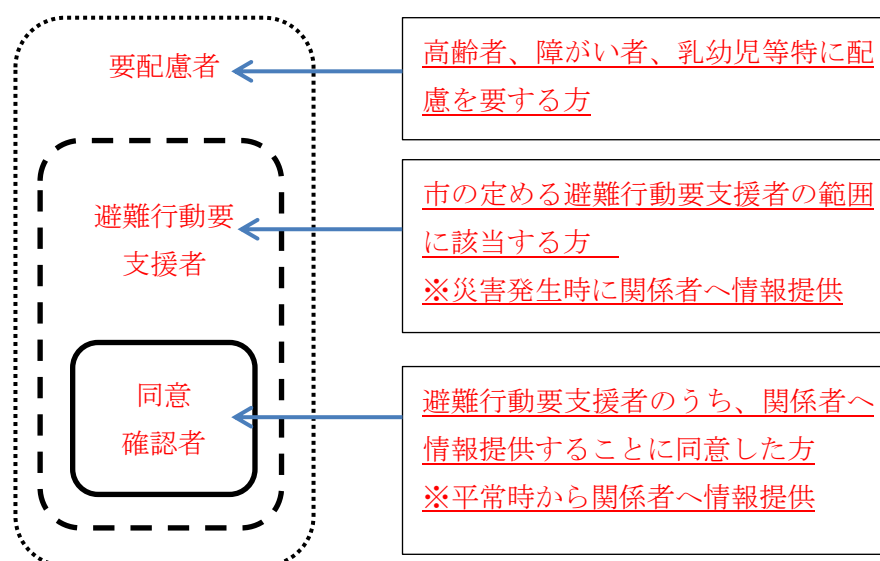
(1) 要配慮者

発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などに配慮を要する者。高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等を想定。

(2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者。

<イメージ図>



2 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者の安全を確保するため、平常時から、避難行動要支援者の把握に努める必要がある。

(1) 避難行動要支援者の範囲

- ア 介護保険法に基づき要介護認定を受け、その該当する区分が要介護3から要介護5までのいずれかである者
- イ 身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳の障害の程度が1級又は2級である者
- ウ 東京都愛の手帳交付要綱の規定により交付を受けた愛の手帳の障害の程度が1度又は2度である者
- エ 精神保健および精神障害福祉法に関する法律の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳の障害の程度が1級又は2級である者
- オ 75歳以上で構成する世帯
- カ その他避難の支援が必要であると市長が認める者

(2) 名簿作成の必要な個人情報及びその入手方法

ア 名簿作成の必要な個人情報

- ① 氏名
- ② ふりがな
- ③ 性別
- ④ 生年月日
- ⑤ 住所（居所）
- ⑥ 電話番号その他の連絡先
- ⑦ 対象要件（避難支援等を必要とする理由）
- ⑧ 緊急時の連絡先（氏名、フリガナ、続柄、住所、電話番号）
- ⑨ 避難支援等の実施に関し市長が認めた事項

イ 入手方法

- ① 災害対策基本法に基づき、市の関係部署で保有する要介護高齢者や障がい者等の要配慮者の情報を集約するとともに、避難行動要支援者の要件を設定し名簿を作成する。
- ② 緊急連絡先や地域の支援者等の情報は、名簿情報の外部提供に関する本人等の同意を確認する際などに、可能な範囲で情報を入手し、名簿情報の中に加える。
- ③ 市が把握していない情報の取得が必要な場合は、災害対策基本法に基づき都道府県知事その他の者に対して情報提供を求める。

(3) 名簿の更新に関する事項

市は、避難行動要支援者に関する情報を一元的に管理し、定期的（年1

回) に名簿情報の更新を行う。

(4) 避難支援等関係者への名簿情報の提供

ア 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者から同意を得られた場合には、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な範囲で次の避難支援等関係者へ事前に必要な名簿情報を提供する。

- ① 福生警察署及び五日市警察署
- ② 秋川消防署
- ③ 防災・安心地域委員会及び地域の自主防災組織
- ④ あきる野市内の町内会・自治会
- ⑤ あきる野市民生・児童委員
- ⑥ あきる野市社会福祉協議会
- ⑦ あきる野市消防団
- ⑧ その他避難支援等の実施に関して市長が必要と認める関係者

イ 避難支援等関係者への災害発生時等の名簿情報の提供

市は、災害が発生又は発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者を災害から保護するために特に必要と認めたときは、避難行動要支援者から同意を得ていない場合であっても避難支援等に必要な限度で避難支援等関係者その他の者へ名簿情報を提供するものとする。

(5) 避難支援等関係者による名簿情報の適正管理

適正な情報管理が図られるよう、市は次による措置を講ずる。

ア 災害対策基本法の規定により、名簿情報を受けたもの及び受けたことがある者に守秘義務が課されていることを、十分に説明する。

イ 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者の組織の構成員にのみ提供するよう指導する。

ウ 避難行動要支援者名簿は、必要以上に複製せず、組織の内部で名簿情報を取扱う者を限定し、施錠可能な場所で保管するよう指導する。

エ 名簿情報は、目的外に使用しないよう指導する。

(6) 要配慮者等が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

要配慮者や避難支援等を行う者に対し円滑に避難行動が行えるよう、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が本人及び家族等の生命及び身体の安全を守ること

を前提とした範囲において、地域の実情に応じた避難支援等が行えるよう、安全確保に十分配慮した情報伝達を行うものとする。

3 要配慮者の避難支援体制の構築

災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするには、次のような施策の推進を通じて、自主防災組織や地域住民による協力、連携の体制を平常時から確立しておくことが必要である。

(1) 防災知識の普及・啓発

広報誌等を活用し、要配慮者、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対し、防災知識の普及・啓発を行う。

(2) 避難行動要支援者を支援するための行動計画等の作成

避難行動要支援者名簿登録者を支援するため、市、避難支援等関係者は、地域の実情に応じた行動計画としてのプランの作成に努め、的確な支援を迅速に行える体制の整備を図る。

(3) 要配慮者の避難訓練等の実施

市は、都及び関係機関と協働して、自主防災組織等を中心とした要配慮者の安全対策に対する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。

(4) 緊急通報システムの活用

市は、都と連携し、緊急通報システムを整備するとともに、震災復興期等においても一層の活用が図れるよう努める。また、寝たきり一人暮らしの在宅高齢者に対しては、近隣住民の協力が不可欠であることから、近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制の確立を図る。都は、緊急通報システムの活用を促進し、秋川消防署は、緊急通報システムを活用する。

(5) 消防のふれあいネットワークづくりの推進

東京消防庁は、要配慮者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制（消防のふれあいネットワーク）づくりを推進する。

ア 要配慮者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。

イ 社会福祉施設等の被災に備え、町内会・自治会、自主防災組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。

4 社会福祉施設等の安全対策

社会福祉施設等の防災対策としては、初期消火、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、市はスプリンクラーの設置、消防機

関と直結する非常通報装置（ホットライン）の設置、避難路となるバルコニー等を含めた床の段差・傾斜の解消等に努めている。

今後も、市は都や消防署と協力して次のような施策の推進を通じて施設の整備に努めるとともに、自衛消防組織等による施設自身の防災力の向上や地域との連携を図っていく。

(1) 社会福祉施設等と地域の連携

施設等入居者の迅速な避難のためには、施設関係者だけでなく地域周辺の協力が不可欠である。このため、消防署、施設と周辺地域の事業所、町内会・自治会等との間及び施設相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。

(2) 防災訓練の充実

市は、総合防災訓練の実施に際し、社会福祉施設における訓練項目を設け、地域住民等の協力による避難活動や初期消火訓練の実施に努める。

5 要配慮者の安全対策

震災時においては、火災の同時多発や交通の混乱等により、救出・救護その他行政の応急対策活動は、著しく困難や制約を伴うことが予想される。そのため、市は平常時から地域の協力体制を活用するとともに、次のような施策を推進し、生活環境や医療等、必要なサービスを提供できるよう体制の整備を図る。

(1) 「避難行動要支援者班」の設置

市は、関係機関、自主防災組織、地域住民等の協力を得て、避難行動要支援者のための必要な情報の一元的収集把握に努めるとともに、避難行動要支援者に対する窓口となる「避難行動要支援者班」の担当部門を設置し、安否確認や支援サービス等必要な総合的対策及び調整を行うことを検討する。

(2) 二次避難所の活用

市は、社会福祉施設等を二次避難所（福祉避難所）として活用し、自宅や避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供することができるよう協定の締結等を推進する。

(3) 医療等の体制

透析患者・在宅難病等専門医療を必要とする患者への対応として、市は、関係機関等との連携による医療体制の強化に努める。また、心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行うため、避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制、及び巡回精神相談チーム等によるメンタルヘルスケア体制の確保に努める。

- (4) 仮設住宅
市は、都が建設する仮設住宅の入居者の選定に当たっては、都が策定する選定基準に基づき、要配慮者の優先に努める。
- (5) 食料等の対策
要配慮者に配慮した食料の供給を図るため、今後も、低蛋白米等の食料の確保に努める。
- (6) 福祉機器等の確保
市は、要配慮者が避難所等で生活する上で、必要な福祉機器の確保に努める。

6 外国人の安全対策

- (1) 外国語による防災手引き等の充実
日本語が不自由な外国人が安全に行動できるよう、英語等による防災手引き等の充実を図る。
- (2) 外国語による相談
外国語に堪能な職員及びボランティアの協力を得て、災害時においても外国人からの相談に対応する。

第7節 ボランティア

災害時におけるボランティア活動は被災地の人びとの生活の安定と再建を図る上で重要な役割を担うものである。今後とも、発災時に、ボランティアの協力を広く求めるには、ボランティア意識の高い社会づくりに努めるとともに平常時から行政との間に信頼関係を確立し、連携協力の仕組みを構築しておかなければならない。

1 ボランティア意識の醸成

市、民間等で行う様々な研修の場や広報等を活用し、平常時からボランティアの社会的意義等についての啓発を行う。

2 ボランティアの受入体制

ボランティアには、被災建築物の応急危険度判定・被災宅地危険度判定や通訳業務等、一定の知識、経験あるいは特定の資格を要するボランティア（専門ボランティア）と、避難所等における炊出しや支援物資の管理・配布あるいは、被災地の人びとの世話や話し相手等、特別な資格を必要としない様々なボランティア（一般ボランティア）とがある。

市では、今後それぞれの活動形態に対応できるように、受入体制や、ボランティアの活動拠点の整備について検討を進めるものとする。

3 東京消防庁災害時支援ボランティア

所 管	登 録 資 格 者	業 務 内 容
東京消防庁	原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する15歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 (1) 応急救護に関する知識を有する者 (2) 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者 (3) 元東京消防庁職員 (4) 震災時等、復旧活動時の支援に必要なとなる資格、技術等を有する者	震災時(震度6弱以上)、大規模自然災害発生時その他大規模災害発生時にあらかじめ登録した部署に自主的に参集し、東京消防庁が管下で行う消防活動の支援を行う。

地震時における消防隊の現場活動の支援として、応急救護をはじめ、専門的な知識、技術を有するボランティア活動の協力を得るため、事前に登録した秋川消防ボランティアの受入体制を確立するとともに、育成指導を図る。

秋川消防ボランティアは、地震時、登録した消防署に自主的に参集し、消防署が実施する応急及び復旧活動の範囲内で次の活動を行う。

- (1) 応急救護活動
- (2) 災害情報提供活動
- (3) 消火及び救助、救急活動の支援
- (4) 消防用設備等の機能確保の支援
- (5) 危険物施設等の安全確保の支援
- (6) 火災調査の支援

4 あきる野市災害ボランティアセンター

あきる野市災害ボランティアセンター(以下「ボランティアセンター」という。)は、震度5以上の地震等により市内で重大な災害が発生した場合、若しくは被災状況を考慮し、ボランティア支援が必要と認められる場合に、あきる野市社会福祉協議会により設置される。

ボランティアセンターは、地域住民が自主的に復旧・復興できない部分、行政が取り組むことができない部分の復旧・復興支援を行う。

5 赤十字ボランティア

- (1) 赤十字のボランティアは、各種活動を行う赤十字個人ボランティア登録者(災害救護ボランティアを含む。)、各種赤十字奉仕団、災害発生後に協

力を申し出た市民、団体などにより構成される。

- (2) 活動は主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整の下に各防災機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に行う。

第8節 事業継続計画の策定

災害発生時に最短の時間で復旧を可能とし、必要とされる都市機能を確保するため、市は、市政の事業継続計画（BCP）を策定するとともに、事業者もBCPの策定に努める。

1 BCP（Business Continuity Plan）の役割

- (1) BCPとは災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。
- (2) 内容は、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などが典型である。
- (3) 事業継続の取組は、以下の特徴を持っている。
 - ア 事業に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。
 - イ 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと。
 - ウ 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
 - エ 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素を洗い出し、重点的に対処すること。
 - オ 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。
 - カ 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。
- (4) BCPの策定に当たっては、同計画に基づき対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組を平時から実施することが重要である。

2 市政のBCP等の策定

- (1) 災害に備えて平常時から救出体制や災害医療体制の整備などを行い、災害が発生した場合に、市民の生命、財産を守ることを目的に、救助、救出

や救護などの応急活動を迅速に実施するため、地域防災計画を策定している。

- (2) 応急活動を行う一方で、市の通常の行政サービスについても、継続すべき重要なものは、一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が最短で提供できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。
- (3) 災害時に市の各部局の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、市政のBCPを策定している。

3 事業者のBCPの策定

- (1) 事業活動に対する被害の最小化と事業活動の継続を図るため、特に、東京及び日本の経済を支える重要な金融や製造、サービス等の事業活動を早期に復旧するため、事業者はBCPを策定する必要がある。
- (2) 事業者がBCPを策定し、災害に備えることにより、震災時の災害が発生しても事業の継続と迅速な復旧が図られるとともに、顧客や従業員の安全が確保される。
- (3) BCPの策定は、地域貢献・地域との共生を通じて事業所の所在する地域の早期復興にもつながる。

第4章 災害危険区域の指定

土砂災害等の災害素因、地震、台風、豪雨等の災害誘因及び災害履歴、土地利用の変遷等を総合的に検討して、地域の危険度を的確に把握するため、防災アセスメントを実施する。また、ハザードマップを作成し、市民の防災知識及び防災意識の向上を図る。さらに、関係機関と連携して災害危険箇所の調査を実施することにより、災害危険区域を指定する。

第1節 災害の想定及び目標

地域の災害危険性を科学的かつ総合的に把握することは、地域防災計画策定の基礎となるものであるから、土砂災害等の災害素因、地震、台風、豪雨等の災害誘因及び災害履歴、土地利用の変遷等を総合的に検討して、地域の危険度を的確に把握する必要がある。そのため、今後防災アセスメントを実施し、防災対策の想定目標とする必要がある。

第2節 ハザードマップの作成

市は、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を示したハザードマップを作成し、市内の危険箇所の情報を提供している。今後、必要に応じて修正を行い、市民の防災知識及び防災意識の向上を図る。

第3節 災害危険箇所の調査及び指定

市は、被害の軽減を図るとともに、災害時に迅速かつ的確に応急対策が実施できるように、関係機関と連携して災害危険箇所の調査を実施するものとする。

市内の災害危険箇所

① 急傾斜地崩壊危険区域	6箇所
② 砂防指定地	16箇所
③ 急傾斜地崩壊危険箇所	113箇所
④ 土石流危険溪流	29箇所
⑤ 土砂災害警戒区域	<u>778箇所</u>
⑥ 河川に起因する災害危険箇所	
水防上注意を要する箇所（都管理河川）	<u>13箇所</u>
重要水防箇所（国土交通省管理河川）	<u>11箇所</u>

（資料：西多摩建設事務所）

第5章 防災体制の整備

地震時には、地すべり、延焼火災等が発生するおそれがあり、住民の避難を要する場合が数多く出現するものと予想される。

そのため、市は、被災者の生命、身体等の安全を確保するため実施する応急対策実施体制を平常時から整備しておくものとする。

第1節 市の防災体制の整備

市は、地震発生時に職員を配備し、災害対策本部活動を迅速に実施できるよう、職員に参集配備方法や初動期の災害対策本部体制の仕組みを徹底するなど、防災体制の整備に努める。

また、防災センターの整備・拡充、非常用電源設備を確保するほか、災害対策本部の代替設置場所を指定しておくことにより、災害対策本部を機能させるための整備に努める。

第2節 防災通信体制整備

市は、地震発生時の各種情報を収集・伝達し、災害対策本部活動を効果的に実施できるよう、防災行政無線をはじめ、広報車・HPなど保有する情報収集・伝達手段の拡充、維持管理を徹底するなど、防災通信体制の整備に努める。

また、災害の種類・程度に応じた広報案文等を作成しておくとともに、報道機関と連携した広報・広聴活動を円滑に行うため、災害時の記者会見室を指定しておき、報道機関が常時待機できる場所を提供する。

第3節 避難場所及び避難所の指定等

地震による同時多発の火災が延焼拡大し、人命への危険性が著しく高まったと予想される場合又はガス等の流出拡散により広域的に人命への危険が及ぶと予測される場合及び住民の生命、身体を災害から保護する必要があると認められるときは、これら危険地域の住民を速やかに安全な場所へ避難させる必要がある。本節においては、避難場所、避難所の指定及びこれらの安全化について定める。

1 避難場所等の定義等

(1) 一時集合場所

災害発生時に、一時的に集合する場所として地域住民が指定するものをいう。避難場所や避難所へ避難する前の中継点となる。

(2) 避難場所

大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護

するために必要な面積を有する大規模公園、校庭、緑地等のオープンスペースや、風水害等の危険から逃れるため緊急に避難する施設や場所をいう。

市は、災害対策基本法の規定により、災害の種類ごとに指定緊急避難場所を指定する。

(3) 避難所

地震、風水害等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一定期間受け入れ、保護するために開設する体育館、公民館等の建物をいう。

市は、災害対策基本法の規定により、適切な避難所の確保を図るため指定避難所を指定する。

(4) 二次避難所

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等、避難生活において、何らかの配慮を要する方を対象として、必要に応じて開設する避難所をいう。

市は、市内社会福祉施設等と協定を締結し、二次避難所を確保する。

2 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するため、以下のとおり指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(1) 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための施設又は場所。

ア 災害発生時に、速やかに開放されること。

イ 安全な構造であること。

ウ 周辺に危険をおよぼすおそれのある物がないこと。

(2) 指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させるための施設。

ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模であること。

イ 速やかに被災者を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造、設備を有すること。

ウ 災害による影響が比較的少ない場所であること。

エ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所であること。

<指定緊急避難場所及び指定避難所一覧は資料4 1 6 ページ参照>

3 帰宅困難者の受入

五日市地区については、多くの観光客が帰宅困難者となる可能性があることから、五日市地域交流センターを帰宅困難者の受入施設として指定するとともに、体験学校として市外の児童・生徒等を受け入れる小宮ふるさと自然体験学校を避難所（地域住民及び帰宅困難者の受入を想定）として指定する。また、秋川地区において、帰宅困難者が発生した場合の受入施設として、駅から比較的近距離にある秋川キララホール及び東部図書館エルを避難所として指定する。

その他、市内の大規模なレジャー施設と帰宅困難者の受入れ等に関する協定を締結している。

4 避難所等の確保

避難所等の不足や多様化する避難形態に備え、民間施設、社会福祉施設等と協定を締結するなど、避難所等の確保に努める。

5 避難場所・避難所の安全化等

(1) 避難場所・避難所までの道路の安全化

大震火災時に住民が避難場所等へ安全に避難できるよう、市及び防災関係機関では計画的に各避難場所・避難所に通ずる主要道路の整備・改良等に努め、かつ道路沿いの施設の安全化に努めることが必要である。

ア 指定緊急避難場所・指定避難所に通じる道路、橋りょうの整備

イ 消防水利の整備

ウ 避難道路沿いの施設の安全化

エ 避難場所等を表示する標識の整備

(2) 避難所の建物の安全化及び機能の強化

指定避難所については、耐震化を促進するとともに、家具器具の整備等、施設利用者の安全確保を図るとともに、被災者のプライバシー保護や生活環境を良好に保つよう努めるものとする。秋川消防署は、避難所等の防火管理状況及び消防用設備等の維持管理状況を確認し、必要に応じて行政指導を行う。また、指定避難所の食糧の備蓄や炊き出し機器などの必要な資器材、台帳、ソーラー外灯、自家発電装置等を整備するほか、Wi-Fi環境の整備について検討するなど、避難所機能の強化を図る。

6 避難道路

大震火災時に住民が避難場所等へ安全に避難するためには、周辺の火災の輻射熱等を回避できるだけの広幅員の道路が必要である。本市の場合、指定緊急避難場所・指定避難所へ通ずる広い幅員の道路が少ないため、特に避難道路の指定は

行わないが、日ごろから災害状況に応じた避難を指導するとともに、避難経路を想定して、市道の拡幅、改修等、その整備に努めるものとする。

第4節 救助・救急体制の整備及び医薬品等の備蓄

1 五日市警察署・福生警察署

大地震発生時、建造物の倒壊、交通事故車両等によって道路が閉鎖されるため、救出・救護、避難誘導、消火、緊急物資輸送等の災害諸活動に多大の障害をきたすことが予想される。

このため、これらの障害物を除去して道路機能を確保するほか、各種災害活動用資器材を逐次整備して、救出・救護体制の充実強化を図る。

2 市民の自主救出活動能力の向上

(1) 救出活動技術の普及・啓発

震災時には、広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、市民による地域ぐるみの救出活動も必要となる。

このため、防火管理者、自衛消防隊員をはじめとして、自主防災組織の救出救護班員及び一般市民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を積極的に推進する。

(2) 応急救護知識及び技術の向上

震災時における多数の救急事象に対応するには、市民自らが適切な応急救護処置を行える能力を身につける必要がある。

このため、市民に対し応急救護知識及び技術を普及するとともに、事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。

(3) 消防団の救出・救護活動能力の向上

消防団の応急救護資器材及び簡易救助器具等を調整し、防災訓練等を通じて救出・救護知識及び技術の習得を図る。

第5節 水、食料、生活必需品等の備蓄

1 飲料水及び応急給水資器材の整備

市民は、地震発生直後から想定される断水による飲料水、生活用水の供給不能に備え、各家庭において飲料水の家庭備蓄を図るものとする。

市は、災害発生の際飲料水が枯渇したり、又は汚染し現に飲料水として適さないものに対し、最小限度の必要な量（1人1日の必要量3リットル）の飲料水

を供給できるよう、飲料水の備蓄を図るものとする。

都は、応急給水に対応するため、応急給水施設、応急給水用資器材収納倉庫、応急給水用資材の整備及び応急給水用設備の整備・改良を進めていく。